

事務連絡
令和2年8月19日

保護者の皆様へ

沖縄県立首里高等学校長
(公印省略)

沖縄県バス通学費支援事業実施要綱の改正について

高等学校等奨学のための給付金受給世帯、児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯等を対象に実施するバス通学費支援について、下記のとおり変更があります。

支援を受けるためには申請が必要ですので、希望される方は下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、既に申請書を提出している場合は、申請書の再提出は必要ありません。

記

1 改正内容

通学距離が徒歩で片道2キロメートル未満の生徒は対象外としていたところを、**通学距離の制限は設けないこととする。**

また、授業日のバス利用を支援対象としていたところを、**授業日に限らず自宅から学校までの区間のバス利用を支援対象とする。(1週あたり利用回数最大10回→14回に変更)**

2 支援対象者

下記(1)～(2)の要件をすべてに該当する高校生が対象となります。

(1) 次のア～エのいずれかに該当する世帯

- ア 令和2年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯（一部給付を除く）
- イ 令和2年度奨学給付金を受給出来る者と同等の収入状況である世帯
- ウ 令和元年度高等学校等奨学のための給付金受給世帯
- エ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯

(2) 県内の高等学校（全日制・定時制）に在学している高校生等

※ただし、ほかの制度で通学費の支弁対象となっている場合は対象外
(例) 生活保護（生業扶助）受給世帯等

3 提出書類

(1) バス通学費支援事業申請書（様式第1号）

(2) 添付資料（以下のいずれか）

① 高校生等奨学給付金支給決定通知書（写）

※一部給付の決定通知書は不可

② 令和2年度課税証明書（非課税証明書）（写可）

③ 児童扶養手当証書（写） ④ 母子及び父子家庭等医療費受給者証（写）

4 提出期限

随時提出して下さい。

※認定後に発券する事業専用のOKICA（またはバス利用券）を利用することで通学支援を受けることができます。

※支援開始は、事業専用のOKICA（またはバス利用券）の交付後となります。

5 提出先 : 首里高校事務室（受付時間：平日8時半～17時）

<問い合わせ先> 首里高等学校 事務室

TEL：098-885-0028

※まだ申請されていない方及び制度改正に伴い、
通学距離2km未満で申請可能になる方は学校事務
室までご連絡下さい。